

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故等番号 | 2013神第112号 |
| 事故等種類 | 運航不能（機関始動不能） |
| 発生日時 | 平成25年8月1日（木） 20時10分ごろ |
| 発生場所 | 滋賀県彦根市松原水泳場北西方沖（琵琶湖東部） 彦根市所在の寅ヶ城三等三角点から真方位263°1,680m付近 （概位 北緯35°17.9′ 東経136°14.4′） |
| 事故等調査の経過 | 平成25年8月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | ヨット サラマンドラ、5トン未満 |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 240-25153滋賀、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | なし |
| 事故等の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、彦根観光協会主催の花火大会を見物するため、松原水泳場北西方沖に投錨し、主機を止めて花火見物を行った後、平成25年8月1日20時10分ごろ、帰ろうとして主機の始動操作を行ったものの、始動せず、付近を通り掛かった救助船に救助を求め、えい航されて彦根市彦根港に帰った。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 |
| その他の事項 | 本船は、主機として逆転減速機付きのディーゼル機関を備え、主機で駆動する発電機で発生する直流12V電源で蓄電池を充電するとともに、船内の電気機器、照明器具等を作動させるようになっており、主機始動時には、蓄電池に蓄えられた電力により、セルモータを作動させて主機を始動する仕組みになっていた。 本船は、錨泊していることを他船に知らせ、また、足元を明るくするため、投錨開始から花火見物終了までの約1時間半、船内で最も明るい照明器具であるデッキライトを点灯していた。 船長は、えい航されて帰った後、蓄電池を充電して主機始動試験を行い、問題なく始動できることを確認した。 船長は、約3年に一度、定期的に蓄電池の交換を行っていた。 |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |
| 船体・機関等の関与 | あり |
| 気象・海象の関与 | なし |

| | |
|------------------|---|
| <p>判明した事項の解析</p> | <p>本船は、松原水泳場北西方沖に投錨して花火見物中、主機を停止した状態で船内の照明器具を点灯していたことから、蓄電池の電力を消耗して主機が始動できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本インシデントは、夜間、本船が、松原水泳場北西方沖に投錨して花火見物中、主機を停止した状態で船内の照明器具を点灯していたため、蓄電池の電力を消耗して主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力消費の大きい照明器具を長時間点灯する場合は、主機を運転して蓄電池の電力を消耗させないこと。 |